

ただいま議題となっております議案のうち、第 7 号議案について、委員長報告に反対の立場で、討論を行います。

本議案は、企業の新規の工場進出や既存の工場の拡張を促進するためという名目で、緑地の面積率や環境施設の面積率を大幅に引き下げるものです。緑地の面積は 20%以上から 5%以上に、これまでの 4 分の 1 の緑地率でよいことになります。市は「企業誘致に行くと、蒲郡市は緑地率が高いと言われる」と言いますが、企業の出す条件に従っていけば、蒲郡のまちらしさは失われていきます。蒲郡市の第 4 次総合計画の将来都市像は「三河湾に輝く、人と自然が共生するまち」。第 3 次は「海とみどりに包まれた安心して暮らせるまち」でした。蒲郡市は観光都市としての顔も持ち、「緑の基本計画」や「景観計画」も昨年、定めたばかりです。目先の企業誘致で、長期的なまちづくりを忘れていると言わざるを得ません。さらに、気候変動で、地球温暖化対策がますます重要になっているのに、それに逆行するのも反対です。以上、理由を述べ、反対討論といたします。

ただいま議題となっております議案のうち、第 19 号議案、20 号議案、21 号議案、23 号議案、30 号議案について、委員長報告に反対の立場で討論を行ないます。

これらは、いずれも新年度予算案です。鈴木市長のもと、初めての予算編成で、「市民と一緒にあすの蒲郡をつくる」という公約をどう実施されるのか、検討いたしました。子どもファーストの取り組みは歓迎するものです。しかし、これまでの市政のワクを出ないものも多く、今回の反対討論をさせていただきます。

予算は、市民の暮らしを守る具体的な現れです。消費税が増税され、いっそう市民の暮らしが苦しくなっているなか、市長の公約である「誰一人、取り残さない」蒲郡を実現して頂きたい。

今回、コロナの感染対策で、代表質問、一般質問を中止しましたが、時期をずらし、時間を短縮してでも、市民の声を議会に届けるという議員の責務を全うすべきでありました。仕方なく、予算委員会でコロナ対策を各分野で取り上げさせていただきました。マスクや消毒薬の備蓄を介護施設に提供することや、中小企業への支援も求めました。新年度を待たず、予算委員会中や補正予算の追加で対応して頂いたことには、感謝申し上げます。引き続き、新年度もコロナ対策で市民への支援を求めるものです。特に、市の要請で休館している指定管理事業で働く職員や、無観客でボートレースを実施している競艇場の従事員などには、いわゆる休業補償の 6 割でなく、全額、支給されるよう、市が責任を持つべきです。

さて 19 号議案、一般会計予算案では、子どもの医療費を 18 歳まで、まず入院を 10 月から無料にすることや、学習支援の拡充、河川の浸水対策、高齢者の車に安全運転支援装置の設置の支援、要介護者の障害者控除の認定書の発行などは、私も求めてきたことですので、本当に嬉しいです。巡回バスについては、三谷と大塚で協議会が立ち上がり、新年度のバス運

行に期待しております。

しかし一方で、ラグーナテンボスへの交付金が引き続き 2 億 7 千万円前後と続いています。10 年間で 30 億円の約束だから、30 億円に達するまで支出するという答弁もありました。ラグーナ一人勝ちでなく、市内経済の振興に支出をすべきです。また将来の人口が減り、必要な水道量も減るのに、設楽ダム関連の支出も続いています。最近の豪雨災害では、ダムの放流や決壊による被害の拡大が問題になっています。東三河広域連合は、自治体のサービスを市民から遠くしています。介護保険でも、東三河全体のサービス向上はできていません。東京へのアンテナショップの進出について、広域連合議員から反対の意見が出ているのに、場所を変えて強引に進めようとしていることに、「蒲郡市だけではやれないから、アンテナショップを進めてもらいたい」との答弁がありました。クルーズ船の誘致も、中止しようとしません。また、経済委員会で説明された、「優良建築物等整備事業補助金交付」も賛成できない一つです。立地適正化計画の都市機能誘導区域内に一定の基準を満たした建物を建設する場合に、補助対象の 3 分の 2 の経費を交付するのですが、蒲郡駅の南側の浸水想定区域が含まれています。ハザードマップでの危険区域を居住や都市機能の誘導区域から、はずすべきだと、昨年の議会で議論したのに、そこへさらに誘導する補助金を出すのは、やめるべきです。市民の暮らしを忘れて、これらの無謀な事業をストップできないのは、改めるべきです。

第 20 号議案は国民健康保険会計、21 号議案は後期高齢者医療保険の会計です。いずれも市民の負担が重い事を反対の理由と致します。国民健康保険税の所得に対する平均負担率は 11%で、協会けんぽの倍です。少なくとも、子どもの均等割分は市が支援することを求めます。後期高齢者医療の保険税は 10%もの引き上げです。特に所得の低いお年寄りの保険税の軽減の廃止が行なわれています。

23 号議案は企業用地の造成の会計です。市が不動産開発をやることに、そもそも反対です。タイミングがずれていれば、コロナショックで、塩漬け土地となり、市の負担になるところでした。

30 号議案はモーターボート会計です。昨日の中日新聞には、「ギャンブル依存症の対策推進計画案了承、県は 3 月中に計画を策定し、公表する」とありました。競艇がギャンブル依存症をつくり出すことは、明らかです。新年度は、ボートパークの研究が提案されました。遊園地やスポーツ施設を併設して競艇場に慣れ親しませる事業には強く反対です。

以上、理由を述べ、日本共産党蒲郡市議団としての反対討論といたします。

ただいま議題となっております議案のうち、第 31 号議案 補正予算案について、2 点に

ついて反対の立場で討論いたします。

一つは、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの事業です。個人情報の漏洩について、特段の対策がとられたとの報道もなく、躍起になって利用者を増やそうとしています。公務員やその家族という立場に対し、マイナンバーを取得するよう、圧力をかけていることが、全国で問題になっています。

もう一点は、学校にギガスクールという名目でパソコンや無線 LAN の整備に費用を投入することです。こうしたコンピュータ利用の教育への効果がある面を否定するものではありません。しかし、今、教育で充実すべきは、先生の数的大幅を増やすことです。蒲郡市は努力して 35 人学級としていますが、全国で 20 人学級が当たり前になるような、先生方がゆとりを持って一人ひとりの子どもを見れるようにすることが優先だと考えます。以上、理由を述べ、31 号議案、補正予算への反対討論といたします。

第 33 号議案 負担付き寄付の受納について

質疑

5 点、伺います。昨年 12 月の総務委員会の報告でも、問題になっていましたが、

1、大学側は、維持管理費相当額を賃借料として蒲郡市に払うとのことでしたが、どうやって、その額を決定するのでしょうか？不動産鑑定士に鑑定を依頼して、評価をし、その金額どおりを、賃借料とするのでしょうか。地方自治法 237 条に、「地方公共団体の財産は、条例又は、議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくして貸し付けてはならない」とあります。鑑定評価額より、賃借料を低くする場合は、議会に諮るのですね。

2、建物の修繕が必要になった場合、市がすべて負担するのでしょうか。

3、取り壊しの場合、「費用は市が負担していく形になるのか」と答弁していましたが、そういう契約を取り交わしているのですか。

4、ヨット振興といっても、特定の団体の優遇であって、市民全体の活動に資する建物ではありません。なぜ、負担付きの寄付を受納するのでしょうか？

5、今後、他大学や他団体から同様の申し出があったら、どうするのでしょうか。

ただいま議題となっております議案、第 33 号について、反対の立場で討論いたします。

海陽町の県のヨットハーバーの土地を市が借りている場所に、名古屋電気学園が愛知工業大学のヨット艇庫を建設し、市に寄付するから 31 年間、管理をしてくれ、という大学側に都合の良い寄付の話です。もともと、第 3 セクターの海洋開発蒲郡株式会社の破綻から、ラグーナテンボスに遊園地を承継してもらうために、相手の条件をのんだのが間違いの始まりではないでしょうか。当時、大学の艇庫があった市の土地をラグーナテンボスに更地で引き渡すため、市は、6 大学に頭を下げて県のヨットハーバー土地を借り、艇庫を建設してい

ます。市が行なうヨット振興に寄与するためといいますが、特定の団体を優遇しているのであって、公共施設として支出すべきものでないと、6大学の艇庫建設の時も反対してきました。

今回、1団体からの要求で、負担付き寄付を受け入れるのは、さらに公共性がありません。以上、理由を述べ、反対討論と致します。